

文部委員會議録 第三十八号

(一九二)

昭和二十七年六月二十一日(土曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 竹尾 式君

理事岡延右二門君 理事甲木 保君

理事若林 義孝君 理事小林 信一君

柏原 義則君 鹿野 彦吉君

坂田 道太君 首藤 新八君

高木 章君 田中 啓一君

圓谷 光衛君 東井三代次君

長野 長廣君 平島 良一君

水谷 昇君 井出一太郎君

稻葉 修君 笹森 順造君

渡部 義通君 坂本 泰良君

小林 進君 浦口 鉄男君

出席政府委員

文部事務官 (管理局長) 近藤 直人君

委員外の出席者

文部事務官(管理 局著作権課長) 柴田小三郎君

専門員 石井 島君

専門員 横田重左衛門君

六月二十一日

委員長賀健次郎君辞任につき、その補欠として稻葉修君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八八号)

連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案(内閣提出第一四五号)(参議院送付)

○岡(延)委員長代理 これより会議を開きます。

竹尾委員長がふくあいのため、私が委員長代理を勤めさせていただきます。

議事日程の順序を変更して、文化財保護法の一部を改正する法律案を議題とするに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岡(延)委員長代理 起立多数。よつて議事日程は変更せられました。

○小林(信)委員 野党の方たちがあまり見えないのですが、実はきのう教育委員会法の審議をしました際に、私は幸いにして、十分でないのですが発言を多少得られたのですが、しかし、あと野党の方たちが大部分発言を要望しておりました、ちょうど時間がおそくなつたというので、切つてしまつたので、大分憤慨しておられたのです。多分教育委員会法につきまして、相当な質問があると思うのです。何か事情で、きようは出て来られないと思うのですが、やはり本来ならば教育委員会法の審議を続けていただくのが、至当だと思うのです。今不幸にして、與党の諸君から、強引に議事進行の形がとられたのですが、ぜひとも教育委員会法を続けて審議することは認めて、とりはからしいたことを希望いたします。よろしく御配慮をお願いいたします。

○岡(延)委員長代理 小林委員の御発言もつともと思ひますから、教育委員会法及び特例法等につきましては、他の機会において十分審議あるいは質疑を継続することにいたします。さよう御了承願ひます。

○岡(延)委員長代理 これより文化財保護法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

この際お諮りいたします。本案に対する質疑はこの程度にとどめ、終了することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岡(延)委員長代理 起立多数。よつて本案の質疑は終了するに決しました。

若林義孝君より、本案に対する修正案が提出せられております。この際修正案の趣旨弁明を求めます。若林義孝君。

文化財保護法の一部を改正する法律案に対する修正案

文化財保護法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五條、第八條及び第九條の改正規定並びに第十一條及び第十四條の改正規定に関する部分を削る。

第二條の改正規定の次に次のように加える。

第九條に次の一項を加える。

4 委員(委員長である委員を除く)は、非常勤とする。

第二十二條第二項の表中

京都府 京都市

奈良県 奈良市

国立博物館 京都市

国立博物館 奈良市

同條第三項を削り、同條第四項中「及びその分館」を削り、同項を同條第三項とする。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

附則第二項から第六項までを次のように改める。

(東京国立博物館の分館の職員に関する経過規定)

2 この法律施行の際現に東京国立博物館の分館の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、奈良国立博物館の職員となるものとする。

(大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律の一部改正)

3 大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第七條中の特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)(以下「法」という)第一條の改正規定に関する部分中「同條第二十八号」を「同條第二十九号」

に、「同條第二十九号」を「同條第三十号」に、「同條第三十号」を「同條第三十一号」に改める。

第七條中の法第一條の改正規定中「十二 文化財保護委員会の委員長及び委員」を「十二 文化財保護委員会委員長」に改め、同條第二十三号を同條第二十四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 文化財保護委員会委員

第七條中の法第九條の改正規定中「第二十六号」を「第二十七号」に改める。

第七條中の法第十條の改正規定中「第二十七号」を「第二十八号」に改める。

第七條中の法第十條の三の改正規定中「第二十九号」を「第三十号」に改める。

第七條中の法第十三條の改正規定中「第三十号」を「第三十一号」に改める。

第七條中の法別表第一の改正規定中「中央更生保護委員会委員」を「中央更生保護委員会委員」に改め、文化財保護委員会委員に改める。

○若林委員 ただいま議題となつております文化財保護法の一部を改正する法律案に対しまして、修正案を提出したいと思ひますのであります。

まず案文につきましては、お手元に提出いたしておりますので、速記録に掲載をいたしたくことにしまして、朗読を省略いたしたいと思ひます。

その提案の理由を申し述べてみますと、まず第一に、文化財保護の重要性と文化財の多種多様性にかんがみまして、委員会の任務遂行に支障のないようにするとともに、また行政整理の趣旨をも勘案いたしまして、原案の委員長外二名の専任制を改めまして、委員長一人を専任とし、委員は従前通り四人を存続するが、この四人はこれを非常勤としようとするものであります。

第二点といたしましては、東京国立博物館奈良分館は、京都国立博物館に比較いたしまして、その規模、内容、歴史等におきまして、決して劣つていないのみならず、また奈良の地は、古来大和文化の中心地としての伝統を具備いたしておることにかんがみまして、東京国立博物館から独立せしめ、奈良国立博物館に改めようとするものであります。しかも定員、経費の点については、特に増員、増額を要せず、東京国立博物館の既定の定員、予算中に含まれておる奈良分館分を、そのまま分割して充てようとするものであります。

それから第三は、本改正案を実施するために、一般の例に従ひまして、相当の準備期間を必要とするのでありまして、原案の七月一日からとあるものを、一箇月延ばしまして、八月一日からと改めようとするものであります。何とぞ満場の御賛同をお願いする次第であります。

○岡(延)委員長代理 これより原案並びに修正案を一括議題といたし、討論に付します。

討論の通告もございませんから、これにて討論を省略し、採決いたします。

まず若林義孝君提出の修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

(総員起立)

○岡(延)委員長代理 起立総員。よつて若林義孝君提出の修正案は可決せられました。

次に、ただいま可決せられました修正案の修正部分を除く原案に対し、採決いたします。賛成の諸君の御起立を求めます。

(総員起立)

○岡(延)委員長代理 起立総員。よつて原案は修正議決せられました。

なお報告及び報告書については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○岡(延)委員長代理 御異議なしと認めます。よつてさようにとりはからいます。

○岡(延)委員長代理 次に、連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。坂田道太君。

○坂田(道)委員 先般参考人の出席を求めまして意見を聞いたのでございまして、それを拜聴しますと、この前政府から御答弁になつたことにつきまして、若干疑問の点もございまして、不明確な点もあると考へますので、この際はつきりした政府の答弁を求めておきたいと思ふ次第でございます。参考人の一人でございます東博士は

この法律案が法律として成立することに反対を表明されたのでありますが、その理由の一つは、この法律案が対日平和條約の解釈としては、あまりに日本国にとつて有利であり、そのためにかえつて諸外国から不信をかうするおそれがあるという趣旨であつたと記憶をいたしておるのであります。その点につきまして、政府はどういうふうな考へておられますか、はつきりした御答弁をお願いしたいと思います。

○近藤(直)政府委員 政府といたしましては、その点につきまして、参考人の一人でございまして高野助教の意見の通り考へております。すなわち、対日平和條約の解釈は、その両政府の責任においてなされるわけでございまして、日本国が法律をもちまして対日平和條約の條項を解釈した場合に、万一異議が外国から起りますれば、これはむしろ最終的には国際司法裁判所の問題になりまして、そこで付議されるわけでございしますが、この法律案が法律として成立した場合には、国際司法裁判所がこの法律を否定するまでは、日本政府のこの平和條約に対する解釈が、国際的に承認されたこととなるわけでございします。

○坂田(道)委員 それならば、この国内法がございまして、これが日本には有利であつても、それは国際的に見て、諸外国に日本の不信を抱かせるようなことではないかというふうに了解してさしかへございせんか。

○近藤(直)政府委員 その通りでございます。○坂田(道)委員 次に、参考人の意見の中に、この問題は結局三十年後、

あるいは議院権の問題については十年後、それに戦争中の十年四箇月五十二日の期間を加えた期間をということがありますので、たとえば戦争期間中に発生した著作権の場合につきましては、これは一、二年の間には別段さしかへはないのであつて、それならば、今ただちにこれを立法する必要はないじやないか、こういうような意見であつたと思うのでありますが、この点については、いかがでございますか。

○柴田説明員 お答えいたします。その点についてだけのみならば、あるいはそういうふうな意見も成り立つかと存じますけれども、この法案の第三條、第六條、第七條という規定の点から行きますと、そういうふうな意見は成り立たずに、むしろ今立法した方がよろしかろうかと考へます。

○坂田(道)委員 次に、この法律案が法律として成立しなくても、平和條約による拘束があるから、特別に立法しなくてもいいじやないかという意見がありますが、この点についてはどうですか。

○近藤(直)政府委員 お答えいたします。その点については、当初この法律案を提出いたしました当時に、提案理由といたしまして申し上げましたこと、平和條約の第十五條(c)の解釈だけでは、その意味が十分でありませんし、また足りない点が多々ございします。で、この平和條約第十五條(c)の義務を確実に履行する意味におきまして、この法律はぜひとも必要でございます。われわれは、この法律をつくらないでおきますと、十五條の解釈を、連合国が有利に解釈して、従つて日本国にと

つて不利に解釈されるという懸念がございします。その点につきまして、やはり立法措置によりまして、十五條の解釈を明確にする、かつまた日本国にとつて有利にするという意味におきまして、この法律はぜひ必要と考へるのであります。

○坂田(道)委員 日本側といたしまして不利益になるという趣旨の場合には、たとえば、どういふような場合でございましょうか。もし事例がありましたら、お示し願ひたい。

○近藤(直)政府委員 たとえば、この法律に規定されております連合国の著作権が、第三者に譲渡あるいは質入れされた場合に、この質入れ、譲渡の登録がありまないと、それによりまして日本国が不測の損害を受ける。質入れした事実がはつきりいたしません場合、不測の損害を受ける。従ひまして、質入れした場合には、これを登録して第三者に対抗し得るという規定がなければならぬわけでございします。その点につきまして、この法律案では、その点を明確にいたしておりますので、まずその懸念はない。

それからもう一点は、この十五條(c)の、戦争期間の延長の特典に浴し得るものは、連合国並びに連合国民だけである。その連合国並びに連合国民が、これを第三者に譲渡した場合に、その特典に浴させないという趣旨がございします。そういう規定を設けておきまないと、不用意にこの十五條の解釈が拡張されて、これはやはりわが方にとつて不利益であるという意味におきまして、さういふ規定を設けてございします。それから、この規定によりまして著作

権の特例の規定は、これは著作権法に

て、著作権の全部または一部である。

その中にございませう出版権につきま

しては、この規定から除外してござい

ます。これはやはりさうな規定を設け

てございませうと、出版権につきまし

ても、当然平和條約十五條の規定が適用

されるというおそれがございませうの

で、その点もはつきりこれを除外して

ございませう。さうな点が、大体大き

な積極性のあるこの法律の特色であ

うと考へてございませう。

○坂田(通)委員 これをもちまして質

疑を打ち切ります。

○小林(通)委員 議事進行につい

て……

○岡(延)委員長代理 この法案に關連

してございませうか。

○小林(通)委員 もちろん關係しま

す。

○岡(延)委員長代理 この法案に直接

關係しますか。

○小林(通)委員 全部關係します。

○岡(延)委員長代理 それでは小林

君。

○小林(通)委員 これはもちろんこの

法案にも關係いたしますが、文部委員

会のそれ自体に關係する重大問題であ

ります。

実は委員長も御承知のように、きの

うの衆議院におきまして、會議を開い

て十日間の會期を延長するように決定

せられた。ところが、その會期延長を

決定する決議の前には、參議院の方

で、何か會期を十日間延長するがごと

くに決定せられたからという、參議院

の議院運営委員長の話に基いて、衆議

院がその決議をなした。ところが、あ

にはからんや、參議院の方では、十日

間の會期の延長というようなことは、

決議されていないということ、従つ

て、国会それ自体のあり方として、兩

院の協議がととのわないのであります

から、本日、国会の委員会並びに本会

議を開くということは、憲法上違反じ

やないか、国会法違反じやないかとい

う重大な疑義が生じておるのでありま

して、今、野党は、議長にその申入れ

を正式にいたしてございませうととも

に、兩院の法規委員長に、この兩院の

協議がととのわぬ場合の本会議並び

に委員会の開催というものは違法では

ないか、本日から衆議院というものは

は、当然閉会になつてゐるのではない

かという疑義の点を、兩院法規委員長

に解説を要求してございませう。それ

まで本会議及び各委員会は、しばらく野

党は持たないというのが妥當な解釈で

ないかというところになつておるのであ

ります。それが、あにはからんや、

文部委員会では、こうして昨日とかわ

りないように委員会が執行せられてお

る。これは実に憲法上重大なる誤りを

犯しておるにあらざるや、国会法違反を

やつておるのじやないか。この点を、

いかに委員長は解釈せられるか、私は

まずそれを伺つておかなければならな

い。これは重大なる議事進行でありま

す。

○岡(延)委員長代理 小林君にお答え

申し上げます。ただいまの問題は、国

会全体の問題でありまして、当委員会

の問題だけではございません。それで、か

の問題は、議長云々というお話もありま

したが、当然議長の間にお話もござい

ますから、その方において論議せられ

るのは御自由でございませうけれども、

われ／＼といたしましては、きのうの

問題は、衆議院の優先権がどこまでも

あるものと確信してございませうから、こ

の會議は続行いたします。

○若林委員 ただいま議題になつてお

ります連合國及び連合國民の著作権の

特例に關する法律案というものは、名前

が示しておりますように、國民一般か

ら考へますと、ほとんど無關心であ

り、というて、當事者、著作権を持つ

ております連連する本人にとりまして

は、非常に重大な問題であると思つて

ございませう。その意味において、この

審議だけは、はなやかなものではござ

いませうけれども、非常に重大なこと

だと考へますので、浦口委員、坂田委

員から相當詳細なる御質問があつたの

であります。この間の参考人の御意

見などを中心として、いま一度明確に

いたしておきたい点が数点あります。

で、お伺いをいたしておきたいと思

ひます。明確にお答えを願ひたいと思

ひます。

第一、先ほど坂田君の質疑の中にも

あつたのでありますが、この法律案が

法律として成立した後にございまして、

國際司法裁判所によつて否定せられる

ようなことがあつたならば、日本の不

名誉となるという考へ方がせられ

ないでもないものであります。この

点について、政府の所見を伺ひたいの

であります。

○近藤(通)政府委員 ただいま御質問

のありました点につきましては、先般

参考人の高野雄一氏が述べられました

見解に、全然同感であります。すなわ

ち、對日平和條約十五條(丙)を客觀的に

解釈いたしますと、當然の事理といた

しまして、この法律案の内容が引出さ

れて来ると考へております。従いまし

て、當然諸外國の了承を得られるもの

と考へております。

○若林委員 次に、東博士が、次の諸

点につきまして疑問を表明せられたと

解釈いたしておるのであります。すな

わち第一が、條約に「生じ」とあるの

を、何ゆゑに法律案では「取得」と表

現をしておるか。それから第二が、第

二條の定義におきまして、かなで「も

の」となつておるものと、漢字で「者

」という字を書くものと、兩方の書き方

がしてあるのは、どういふわけであ

かというところであります。それから第

三は、商法の四百八十二條に規定され

ております外國会社との法律との關

係はどういふふうになつておるかとい

うことでございませう。第四は、第二

條第三項の「著作権法に關する權利の全

部又は一部」とあるのは適切ではない

と思ひ、かういふことでございませう。

第五が、第六條の規定とその見出しと

の關係が適當でない、妥當でないとい

うこと。それから第六が、第七條に規

定しておりますところの登録に關する

手続の要求及び登録税の賦課は、條約

の解釈としては行き過ぎではないか。

かういふ点において発言があつたので

あります。この諸点につきまして、

政府の御所見を伺ひたい。

○近藤(通)政府委員 お答えいたしま

す。まず第一の点、條約に「生じた」

という言葉が使つてございまして、

それを法律案では「取得した」とい

ふ表現に、なぜなつておるかといふこと

でございませう。これは條約では「文

學的及び美術的著作権」が主語となつ

ておりますので、これは生じたとい

ふのでございませう。しかしながら、この

法律案では「連合國及び連合國民」が

主語となつておりますので、従つて取

得したといふ表現を使つたのは、さ

まじで、意味におきましては、さ

く同じでございませう。

次に第二の点、ひらがなの「もの」

と漢字の「者」といふ使いわけでござ

います。これは漢字の「者」は、法律上

の人格を持つ對象をさすものでござ

います。また法人を含む意味に用いてあ

ります。ひらがなの「もの」は、抽象

的なものを表現する場合、または外國

語の關係代名詞に當る言葉として使用

してございませう。この法律案にお

きまして「もの」とかあるいは「者」の

使いわけは、これは、われ／＼は正當

なものと思ひております。

次に第三の点、商法四百八十二條の外

國会社は、この法律案の第二條第二項

第二號の條項に該當いたしますので、

この法律によりまして、連合國民とし

ての權利を主張することができると

ございませう。

次に第四の点、先ほど申し上げて、著作権

の「全部又は一部」といふ表現でござ

います。これは著作権法の第二條に

も採用されておるのであります。すな

わち「著作権ハ其ノ全部又ハ一部ヲ讓

渡スルコトヲ得」とございませう。平和

條約にありましては、單に「文學的及

び美術的著作権」とございまして、そ

の部分はどう扱つかんかにつきましては、

何ら規定がございませう。しかしなが

ら、著作権につきましては、内國民的

待遇が原則であります。日本國としま

しては、日本著作権法のみを考へてお

るならばよいわけでありませう。で、外

國人の間に部分權の讓渡があつた場合

には、日本著作権法第二條の規定通

り、日本國においては部分權に對して

もこの法律の利益を興えるという意味におきまして、かような規定を設けて、疑問の生ずる余地をなからしめたのであります。

次に第五点といたしまして、見出しと法文の内容とがそぐわないという御質問でございますが、これは第六條は連合国及び連合国民の著作権が、平和條約の発効前に連合国及び連合国民以外の者に譲渡された場合には、その連合国及び連合国民以外の者の著作権は、平和條約に規定する期間延長の利益を受けないという規定でございます。このことを、第六條は、連合国または連合国民の側から規定しておりますが、この側からは適当な見出しをつけることが困難でありましたので、規定の實質から考えまして、案のような見出しにしたのでございます。あるいは御指摘のように、見出しの点と内容の点とは、多少そぐわない感じもしないわけではございませんが、この際その意味におきましてまったく同じでありますので、かような見出しをつけたのでございます。この点を御了承願いたい。

次に、最後の点でございますが、第三者の対抗要件についての、著作権法第十五條の規定の適用及び登録税の賦課は、当然の事理でありまして、平和條約の規定に反することはないと考えております。すなわち平和條約第十五條(c)の期間延長の利益を享有するためには、何らの手続または手数料を課してはならないと書いてあるだけであります。外国におきましては、著作権の譲渡が非常に多数行われますので、日本国民の利益を正当に守るためには、第七條の規定を設ける必要があるものでござい

ます。外国という遠隔の土地におきまして行われます権利の移転の事実、日本ではこれを知る由がないのでありますから、日本国民が不慮の不利をこうむらないためには、やはり同様の法律関係に対する、日本人に対する法規を、外国人にも適用することといたしました次第で、決して無理な規定ではなく、條理の問題として外国人も納得するものと考えております。またこの規定を設けまして、かつ登録税を徴収するという点につきましては、これはただいまは條約が発効しておりますが、この法案をつくります前に、司令部もこれは十分に承しておつたような次第でございます。

以上お答えいたします。

○若林委員 最後に、われ／＼これは提案理由の説明を拜聴いたしましたときは、この法案に對しますところの下地になります何らの知識もなくて拜聴いたしましたのであります。しかし、る御説明を伺つておる間に、相當の疑問点その他が出て来たというやうな次第でございますので、あるいは提案理由の中で御説明のあつたことと重なるとも思いますが、重複いたしましたようにとも、御遠慮なしに省略せずに御説明願いたいと思ひます。

最後にお尋ねしたいと思ひますのは、政府は、國際的に承認される範圍で條約を解釈したというのであります。この條約に明文のない点について立法したという点について、具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○近藤(直)政府委員 平和條約第十五條(c)の、これは解釈規定でございます。趣旨におきましては、平和條約第十五條(c)とまつた同一と考えております。

しかしながら、平和條約第十五條(c)を日本政府が有利に解釈いたしますと、いろいろ／＼な点におきまして問題が出て参りますので、それらの点を明確にいたしまして、日本国民をして不便不都合なからしむるために、この著作権法の特例法というものを立案した次第であります。しかば、いかなる点が問題になりますか、その点を簡単に申し上げます。

第一は、自然人については「連合国の国籍を有する者」と規定して、国籍を限定した点でございます。連合国が海外領土、植民地、保護領、信託統治地域またはその国が外交關係に責任を有する土地等に、著作権に關する國際條約を適用する場合がありますので、この規定がありま

せん、平和條約の効力を及ぼす対象がはつきりいたしませんので、この第二條の定義に平和條約第十五條(a)に記述されております連合國財産補償法の定義を、そのまま採用した次第でございます。この点が、平和條約第十五條(c)の内容以上に、このたびこの法律に規定した一点であります。

次に、第二点といたしまして、第四條第二項で戦争期間中に生じた連合國または連合国民が取得しました著作権につきまして、その生じた日から平和條約が効力を生ずる日の前日まで期間を延長すればよいこととしておる点でございます。この点につきましては、條約には特別の規定がございせん。條約は、一律に戦争期間だけは延長するという規定があるだけでございまして、もしこの規定だけにしたとしますと、條約上、日本の義務とせられ

戦後において日本が保護すべき旨を規定したものと解釈されますので、この第二項の規定は、條約上当然引出されるべきものと考へております。外國著作権が生じた日または外國人が著作権を取得した日というのは、著作人本人しか知らないこととございまして、この点は、日本の著作権法上の著作権を日本人が取得する場合も同様であります。このやうな解釈規定を設けておきますと、外國著作権を使用する場合に、日本国民が気づくこととなりまして、外國人と交渉しまして、延長期間を戦争期間よりも短縮し得るという便利が多いと考へる次第であります。

次に、第三といたしまして指摘したいのは、第六條に關する点でございます。これは諸外國では、著作権の立法が日本より半世紀ぐらゐ早く、従つて權利意識が発達しております。譲渡の場合が非常に多いのでござい

ます。譲渡の場合には、非連合國民から連合國民への場合と、連合國民から非連合國民への場合がありますが、いずれにしても、平和條約による期間延長の利益は、その譲渡の時期によつて享有し得るか、いなか

が決められることとなるのであります。たとえば、スイス人からアメリカ人への著作権譲渡が一九五〇年に行われた場合には、アメリカ人はその著作権について期間延長の利益を享有いたしますが、日本の主權回復後に行われた場合には、期間延長の利益を享有できせん。反対に、アメリカ人がアメリカ著作権法上の權利をスイス人に譲渡した場合、その譲渡が一九五〇年に行われたときは、スイス人は期間延長の利益を享有し得ないこととなりますが、そ

の譲渡が日本の主權回復後に行われたものでありますれば、スイス人も平和條約による期間延長の利益を享有し得ることとなるのであります。従ひまして、かような規定がぜひ必要であるわけでございます。

次に第四点といたしましては、第七條に關する点でございます。今までも話申し上げましたやうに、外國では著作権譲渡が非常に多いのでございまして、日本国民は、著作権使用料につき二重支払いを請求される危険がありますので、譲渡の事實につきま

して、第三者の対抗要件に關する日本の法律を適用する旨を明示したわけでございます。登録手続に關しまして、外國人に對して登録税を課すること、は、當然のことと考へますが、條約に明文がない点にかんがみまして、念のために規定した次第でございます。

なおこの法律の期間計算が、日數計算になつてゐる点につきましては、先般公述人から、實務上不便であるという意見が表明せられたと了解いたしておりますが、この点は、條約そのものが日から日となつておりますので、立法技術上、條約によるほかはないと考へた次第でございます。米國の著作権は、最初の発行の日が起算点となつておりまして、それから二十八年というのが原則でございます。つまり著作権が、日で終るわけでありまして、現行の日本著作権法の基礎でありますローマ規定は、著作権の起算點に關する規定を持つておりません。従ひまして、ベルヌ條約の諸國にありまして、日本のやうに、発行または興行、あるいは死亡の年の翌年の一月一日を起算点とするという國もありまして、日に始ま

つて日に終る著作権期間の計算方法をとつておる国もあります。このようなわけで、平和條約の解釈に関する立法をいたします以上は、日から日の期間について規定せざるを得なかつた次第でございます。

以上あげました五点が、これが平和條約第十五條(ロ)に十分規定されておりましたので、日本政府が独自の見解をもつてこれを有利に規定した次第でございます。従いまして、今回御審議を願つております著作権法の特例法も、さうな意味合いを持つておりますので、その点につきましては、いろいろ御意見があつたようでございますが、われ／＼は、この法律がありまことがによりまして、連合国人に対する著作権法上の義務を十分履行し得て、何らその間不慮の不利益というようなこともないだろうというふうに確信いたしておりますので、ぜひこの法律案が成立いたしますことを希望する次第でございます。

○若林委員 過般の公述人の公述によりまして、われ／＼疑問を生じておりました点を、坂田委員と私から大体お尋ねをしたと思つたので、一応私の質疑はこれをもつて打切ることといたします。

○岡(延)委員長代理 他に質疑はございませんか。

「議事進行」「さつきの関連」と呼ぶ者あり

○岡(延)委員長代理 関連ではないはずで、中間にたくさん質疑が入りましたから……

「議事進行」と呼ぶ者あり
○岡(延)委員長代理 それでは坂本泰良君。

○坂本(泰)委員 途中で若林委員から質問を遮断されたから、関連でないことになりましたが、先ほど小林委員からの、本日の委員会は無効ではないかという点であります。参議院において、本会議を開かずに終つておる。今度の十日間の会期延長につきましては、これは非常に疑義がありまして、野党連合では、無効をいたしまして、現在議長にその申入れをいたしておるような状態であるのであります。従つてわれ／＼は、この国会法第十三條の議決に至らなかつたということは、これは二院制度の本質からいいたしまして、本会議を開いてその議決が否決された、そういう場合に初めて十三條が適用されるのであります。昨日の参議院においては、本会議がただ開かれただけで終つておるのであります。従つて、本日のこの会期延長は無効であるという建前をとつておるのであります。この点について、委員長は、確信を持つておると言われたのであります。が、いかなる確信を持つておられるか。この国会法第十三條の解釈を、いかなる確信でやつておられるか。自由党の偉い人の方できまつたから、委員長は確信を持つておると言われるのか。この文部委員会は、文部委員会として独自のものであるのか。この神聖なる文部委員会の現在の審議状態は、教育委員会法の一部改正法律案にいたしまして、また文部委員会独自の個性がなく、自由党の総務会決定をしていないから、まだできな

れるのには、すみやかに総務会を開いてやる。
○岡(延)委員長代理 なるだけ議題について……

○坂本(泰)委員 そういふわけで、またつた委員長の、確信を持つて有効な会期である、従つて有効な委員会がここに構成されているという、その確信をお伺いしたい。ただ自由党の偉い人がこうだと言ふから、その通りやるのだという確信では、この神聖な文部委員会は相ならない、かように解するのではありません。従つて、文部委員長の御見解をはつきりいたしまして、そうしてこの委員会を進行いたしたいと思ふのであります。

○岡(延)委員長代理 お答えいたしました。先ほど小林進君に対してお答えしたのであります。私はその際、自由党の偉い方がさういふふうな解釈をしたから云々ということは、一言もつけ加えておりません。私は坂本君御指摘の国会法というものは、参議院が異なる決議をしたときもさうでありますけれども、議決するに至らなかつたときにも、やはり衆議院の議決が優先するといふ確信を持つております。その意味におきまして、会期は延長せられておるような次第であります。決して自由党のお歴々が云々というふうなことは、全然考へておりません。また本日それらのいわゆるお歴々にお会いしてもおりません。その点は非常に違ひます。私の確信をもつてやつております。

○渡部委員 坂本君の勸諭ですか、質問ですか、これと関連しておるのですか、われ／＼は両院の意見が一致しないから、それで、これを両院法規委員会によつて疑義を明らかにすべきである。それが明らかにされない限りは、とにかくこの委員会は無効である。これはたとへば第十三国会の延長であつても、このような委員会は、私は無効であるという考えを持つておるわけですか。しかし、われ／＼の考えが、両院法規委員会においてどういふふうな決定した後に、国会が明らかに延長して開かれるべきであるという決定を見た上ならば、われ／＼は委員会に出席するが、さうでない限りは、われ／＼はこれは成規の委員会として出席できない。(出て来ているじやないか)と呼ぶ者あり)今ここに出て来たのは、このような不法な委員会をやることに對する反対の意思を述べなければならぬ。これは委員会に出て来ているのではないのだ、不法な一方的な自由党のやり方に対してわれ／＼は抗議しなければならぬという立場から、ここに出て来ておる……

○岡(延)委員長代理 渡部君に申し上げます。
○渡部委員 こういうことは、私は両院として……

○岡(延)委員長代理 発言をやめてください。われ／＼は、これは正當な委員会としてやつておるのであります。従つて渡部君が不規則発言に來たといふのであります。発言を許しませぬ。従つて渡部君に答弁する義務は私にはありません。

○坂本(泰)委員 今、委員会は無効と主張するから、それではそこに出て発言する義務はないじやないか——これは違ふと思ひます。この委員会の有効、無効は、これは別といたしまして、この委員会がここに開かれる以上は、その成立について疑義がありましたならば、それはやはり堂々と無効を主張する者もここに來て、そしてその意見を主張する。これは當然なことでありまして、これは自由党の方々が、委員会を否認するならば、ここに発言の権利がないなんと言ふのは、これは法の解釈が誤つておるわけでありまして、従つて、有効を主張する人も、無効を主張する人も、ここに出て、さうしてその所見を明らかにして、この委員会がほんとうに成立するかどうか疑義がありますから、疑義のある点について、それをはつきりするために発言をし、それが動議として出ましたならば、それを処理する、それはやはりやるべき當然の権利があり、また義務である。私はさういふふうに解釈いたします。

○岡(延)委員長代理 坂本君に申し上げます。ただいまの坂本君の御発言ならば、まことにごもつともであります。しかし、渡部君は、これを委員会として認めないといふのであります。私には、それならば不規則発言として認めない、さういふのであります。私はこれを有効と解しております。
○小林(進)委員 議事進行について——私はけんかに来たわけじやないので、ひとつつたりした気持で申し上げます。この委員会の成立に疑義ありといふことで申し述べます。
参議院の方からは、この国会の延長は成立しない、疑義の点がありますから、衆議院の方では、本日委員会も本会議も開くことをひとつ中止して、画然たる法規の解釈ができるまで延期し

てくれないかという正式の申出が野党側からありました。これに対して、衆議院の野党の協議会を開きまして——中にはやはり委員長の言われるように、第十三條の解釈で行つて、衆議院が優先権を持つというような結論を出したという意見もありましたが、やはり両院というものがあつて、両院の一致でこの国会を運営して行く限り、十三條で衆議院のみの優先権を認めるというところに若干の疑義があるから、これは両院法規委員長に正式に野党側から申し入れて、一致した解釈をつくつてもらう、同時に議長にも申し入れて、きよこの本会議並びにその他の行事に対しては善処してもらうように申し述べよう、そして両院法規委員長並びに衆議院議長の確信ある回答が発表せられるまで、野党側は本会議に出席すること、各委員会に出席すること、御遠慮申し上げよう、立法院としての国会の尊厳を守るために、各委員長にそのことを正式に申し入れようじやないかという話合ひがあるのであります。この文部委員会において、われわれ野党が、その決定に基づいて繰退場すればよろしいのでありますけれども、和氣あい／＼に興党、野党が超然的に手を握つて来たこの文部委員会で、われ／＼のみが退場するということは、ひいては委員長長の信用、将来の委員会の運営に重大なる影響を及ぼしますから、この点は賢明なる委員長長の裁定に基づいて、しばらくこの問題の結論の出るまで延期しないしは休憩をして、本会議並びに他の委員会と同調せらるるように、私はこの点を提議したいと思ふのであります。もしこの点がいられないならば、われ／＼は

残念ながらも繰退場という強硬なる方針をとらなければならぬであらうことを、一言申し伝えておく次第であります。

ようであります。決してそんなことはありません。われ／＼といたしましては、誠に誠意これを継続して行くつもりであります。

○田中(啓)委員 関連して——どうも今の小林さんのお話は、質問の域を脱して、動議を提出しておられるようであります。(動議だと呼ぶ者あり)また坂本さんの方からは、とにかく意見が異なる場合には、何か委員会できめたらいいじやないか、こういう御発言のようにも承知されます。ただいままでは、委員長の見解をただしておられる程度でありましたので、委員長の御答弁でよろしいかと思つておつたのであります。そこは委員長の御判断にまかせまして、委員長の御見解を明らかにされるなり、あるいはまたこれについては討論の必要もないと思つたから、採決をとるなり、適当に御処置をなすつたらよろしかろうと思ひます。

○岡(延)委員長代理 小林君のは動議ですか。

○小林(信)委員 本日の日程は、これは今委員長からも御配慮があつたのですが、これは委員長としては当然の御発言で、本日の日程は明らかに教育委員会法が第一に掲げられておるわけなんです。それから、きのうまでの経過からしますならば、きのう自由党の方たちが主として発言なさつて、野党においては私が簡単に、わずかな質問の時間をいただいただけで、あと五、六人が全部打ち切られたわけなんです。非常に重大な問題が検討されつたつたのであります。きょうまたここへ来ますと、ただいまいろいろ問題が出たのですが、とにかく興党の絶対多数で押し切られまして、急に日程が変更され、教育委員会法というものは、またどこかへ行きそうになるのです。せつかく審議が一応軌道に乗りつつある問題を、とかく自由党の方たちの意向でもつて葬り去られやすいのですが、この点は、こういう終末に近づいて来ておるのですから、理事会等でよく打合せをしていただいて、野党も了解の上で議事が進行できるように——今日あたりも実に不愉快な進行状態で、私は遺憾な点があるのです。ただいま代理委員長が、その点御配慮くださいまして、必ずこの問題もやると仰せられるのです。ひとつただいまの動議の点は、これはお互いに慎重に検討しなければならぬの形になります。もしこれが委員会再開という形になりますならば、実は政府委員もどういう意図か知らぬけれども、久保田局長も文部大臣も来ておられないの

です。これは明らかに政府の方へも自由党の意向というものが伝わつておるような形であつて、われ／＼は、この点は非常に遺憾な点があるわけですから、これは委員長から、すぐひとつ用意しておいてもらいたい。

○岡(延)委員長代理 了承いたしました。これにて休憩いたします。

午後零時二十三分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

○岡(延)委員長代理 小林君のは動議ですか。

○小林(進)委員 動議です。

○岡(延)委員長代理 動議じやなくて、こういうことでどうですか。小林君のおつしやるところにも半面の理があるのですから、晝も過ぎましたし、この辺で休憩いたしましょうか。それから、はつきりしておきたいのであります。ただいま審議中の著作権法案につきましては、まだ相当の質疑があるそうでございます。

それからも一つ、小林さん初め野党の委員の諸君の御心配の点、すなわち教育委員会法及び特例法等につきましては、これをやつたならば、質疑等を打ち切るんじやないかという御心配の